

蟹江町ひとり暮らし高齢者等配食サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等の食生活改善による、健康と在宅の生活を支え、安否確認を含めた弁当の宅配を行うこと（以下「配食サービス」という。）により、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この配食サービスの対象者は、蟹江町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (3) その他蟹江町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める者

(事業の内容)

第3条 第1条に規定する配食サービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの週5回を限度として、昼食の弁当を配達するものとする。ただし、祝日及び年末年始は実施しない。
- (2) 配達時に利用者の安否を確認し、異常が認められる場合に関係機関への連絡等必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 弁当は、必要な調理施設を有する調理事業者（以下「給食業者」という。）に委託するものとする。

(利用の申請)

第4条 配食サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ひとり暮らし高齢者等配食サービス利用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否についてひとり暮らし高齢者等配食サービス利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(配食サービスの変更等)

第6条 配食サービスの利用者は、次の各号いずれかに該当するときは、速やかにひとり暮らし高齢者等配食サービス利用変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 利用を中止するとき
- (3) 配食サービス利用者が第2条に該当しなくなったとき

2 配食サービスの利用者は、弁当の内容及び給食業者を変更するときは、1か月を単位として直接給食業者に連絡するものとする。

3 会長は、配食サービスの継続が適当でないと認めたときは、当該利用者の配食サービスを中止することができる。

（給食業者の選定）

第7条 給食業者の選定は、別に定める「蟹江町ひとり暮らし高齢者等配食サービス受託事業者募集要項」によるものとする。

（給食業者への依頼）

第8条 会長は配食サービスを開始又は中止するときは、ひとり暮らし高齢者等配食サービス開始（中止）依頼書（様式第4号）により、給食業者に依頼するものとする。

（配食サービスに係る費用等）

第9条 弁当代は配食サービスを利用する者の負担とし、直接給食業者に支払わなければならない。

2 弁当の配達及び安否の確認に要する費用等は、蟹江町社会福祉協議会の負担とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（ひとり暮らし高齢者等配食サービス実施要綱の廃止）

2 ひとり暮らし高齢者等配食サービス実施要綱（平成4年11月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成28年要綱第2号）

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。